

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 医療DX推進体制整備加算
- 短期滞在手術等基本料1
- コンタクトレンズ検査料1
- 緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- 緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

（2024年11月1日時点）